

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>11 第1項第2号及び第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室特命課長(営繕)の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営繕工事の監督及び検査に関すること。</p> <p>12 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 [略]</p> <p>17 [略]</p> <p>18 [略]</p> <p>(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第4号から第11号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 営繕工事の監督及び検査に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>12 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 [略]</p> <p>17 [略]</p> <p>(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p>

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること
(設計変更の場合は、変更後の金額が2億円以上となる設計変更を除く。)

(8) 支出命令に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 第2号、第3号、第7号、前号及び第21号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。))に係る入札及び契約を除く。)をすること。

(13) 1件の金額1億5,000万円未満の契約(工事の執行に係るものを除く。))に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) 退職手当の裁定に関すること。

(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

第5条 [略]

2 [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 第2号、第3号及び前号並びに次項第1号及び第4号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。))に係る入札及び契約を除く。)をすること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

4 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務・審査担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること
(設計変更の場合は、変更後の金額が2億円以上となる設計変更を除く。)

(2) 支出命令に関すること。

(3) 1件の金額1億5,000万円未満の契約(工事の執行に係るものを除く。))に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(4) 退職手当の裁定に関すること。

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 第2項に掲げる事務について、警察本部総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 警察本部専用の知事公印に関する事。

5～10 [略]

2・3 [略]

4 第2項に掲げる事務について、警察本部総務課長及び警察本部交通規制課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 警察本部専用の知事公印に関する事。

5～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。